

平成二十九年経済産業省告示第二百七十一号（割賦販売法施行規則第百三十六条の規定に基づく経済産業大臣が定める者）

制定：平成二十九年十二月一日経済産業省告示第二百七十一号

割賦販売法施行規則の一部を改正する命令（平成二十九年内閣府・経済産業省令第二号）による改正後の割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）第百三十六条の規定に基づき、経済産業大臣が定める者を次のように定め、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

割賦販売法施行規則第百三十六条に規定する経済産業大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 許可割賦販売業者又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の六十一の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項の規定により当該許可割賦販売業者等の親会社とされる者をいい、当該許可割賦販売業者等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる者を除く。）
- 二 許可割賦販売業者等の子会社（財務諸表等規則第八条第三項及び第七項の規定により当該許可割賦販売業者等の子会社とされる者をいい、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表等規則」という。）第五条第一項第一号の子会社に該当する者及び資産及び売上高（役務収益を含む。）等からみて、当該許可割賦販売業者等の財務状況、経営成績の評価に合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい者を除く。）。
- 三 許可割賦販売業者等の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項及び第七項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該許可割賦販売業者等及び前二号に掲げる者を除く。）をいい、連結財務諸表等規則第五条第一項第一号の子会社に該当する者及び資産及び売上高（役務収益を含む。）等からみて、当該許可割賦販売業者等の財務状況、経営成績の評価に合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい者を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの。
 - イ 当該許可割賦販売業者等の取次ぎ先であること。
 - ロ 当該許可割賦販売業者等からの貸付金の貸付先であること。